

仕 様 書

1 業務名

旧永山武四郎邸他劣化部修繕業務

2 対象施設

旧永山武四郎邸および旧三菱鉱業寮（札幌市中央区北2条東6丁目2番地）

3 業務期間

契約の日から、令和4年12月16日（金）まで

4 修繕内容

以下に修繕内容を示す。詳細は別紙：作業実施箇所写真を参照のこと

A：旧永山武四郎邸

(1) 上げ下げ窓開閉調整 資料-1参照

- ・ 応接室の上げ下げ窓 (W910×H1820) 3台の開閉調整を行う。
- ・ ガラス押縁補修 (L=60mを想定)
- ・ 上げ下げ作動用の紐の交換を行う。
- ・ 紐の先の分銅の重さで開閉時の補助を行っているため、分銅が紛失されている場合や滑車が動かない場合は、新規と交換をおこなう。
- ・ 建具本体の反りの補修については対象外とする。

(2) 脇座敷ベイウィンドウ建具調整 資料-2参照

- ・ 現在、窓の開閉が出来ない状態のため、ガラス戸の建付調整をおこない開閉可能な状態に改善する。

B：旧三菱鉱業寮

(3) 西側花台の撤去および復元 資料-3参照

- ・ 西面2階窓の花台3ヶ所は、部分的に修繕および部材交換をおこなってきたが、全体的に劣化が進行しているため撤去、新設を行う。
 - ① W1365×D380×H350
 - ② W1120×D380×H350
 - ③ W1950×D380×H350
- ・ 作業用足場2層4スパンを組み、周囲侵入防止のためネット養生とする。
- ・ 足場は楔緊結足場とし、上段手摺・昇降階段を設置する。
- ・ 花台の材質は、パイン熱処理木材を使用。
- ・ 部材の加工は工場で行い、現場で組み立て取付を行う。
- ・ 花台の持送り板（頬杖）は残し、持出手摺、外付手摺部分、スノコ板分は全て撤

去する。

- ・持出手摺のモルタル壁取合部分は、周囲にカッターを入れ取外す。
- ・持出手摺は建物本体の下地に取り付ける。
- ・下見板の取合い部分は、下見板を外し建物本体の下地に取り付ける。
- ・取付後、モルタル部分はモルタル補修又はシーリング処理し塗装仕上げを行う。
- ・下見板の材種は、トドマツ同等材熱処理木材を使用。
- ・但し、取外した下見板が使用可能であれば再使用とする。
- ・取付けた木部、下見板を含め **SOP** 塗装仕上げを行う。

5. 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、担当課と施設の指定管理者と十分打ち合わせを行い、承認を得た上で、施設運営に支障のないよう円滑な進行を計ること。
- (2) なお、業務従事者は、十分な経験を有した者が実施すること。
- (3) 本施設は北海道指定有形文化財および国登録有形文化財のため、建物の保存管理に影響を及ぼすことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (4) 本業務による室内での作業時間は、原則として入館者に影響を及ぼさない時間帯である休館日または夜間を基本とし、担当課及び施設運営者と打合せのうえ、決定する。
- (5) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (6) 作業中は「作業中」「注意」の看板等を標示するとともに、通行人の安全確保について十分に注意すること。
- (7) 本業務に必要な工具や消耗品等は、原則として業務受託者負担とする。
- (8) 作業範囲の床面は、ブルーシート等を敷き込み養生を行い、作業終了時毎に清掃し撤去する。
- (9) 屋外作業時の周囲は1日作業の場合はカラーコーン・バーで囲い、数日の場合はプラスチックフェンス等で囲い、立入禁止表示を掲げ第三者の進入防止対策を講じる。
- (10) 使用材料及び残材は、指示された場所に整理し飛散等しないよう堆積する。
- (11) 資材置き場はプラスチックフェンス等で囲い、第三者の進入防止対策を講じる。
- (12) 修繕に用いる材料は、「安全データシート (SDS)」等の提出を建材メーカーより受けて揮発性有機化合物6物質の含有や使用されていない事を確認し、関係資料を成果品に添付して納品する事

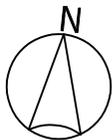
6. 提出書類

提出書類	部数	提出期限	備考
業務完了時			
・業務完了届	1	完了と同時	
・業務報告書	1	工期末	修繕の詳細および写真など
・産業廃棄物発生リスト	1	工期末	種別・想定重量を記載

提出書類はすべてA4サイズとする

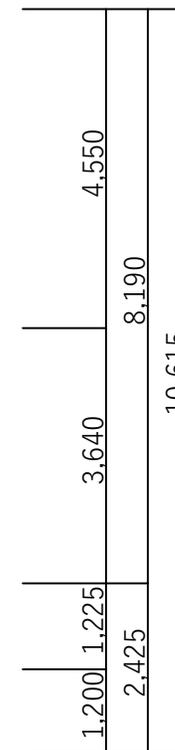
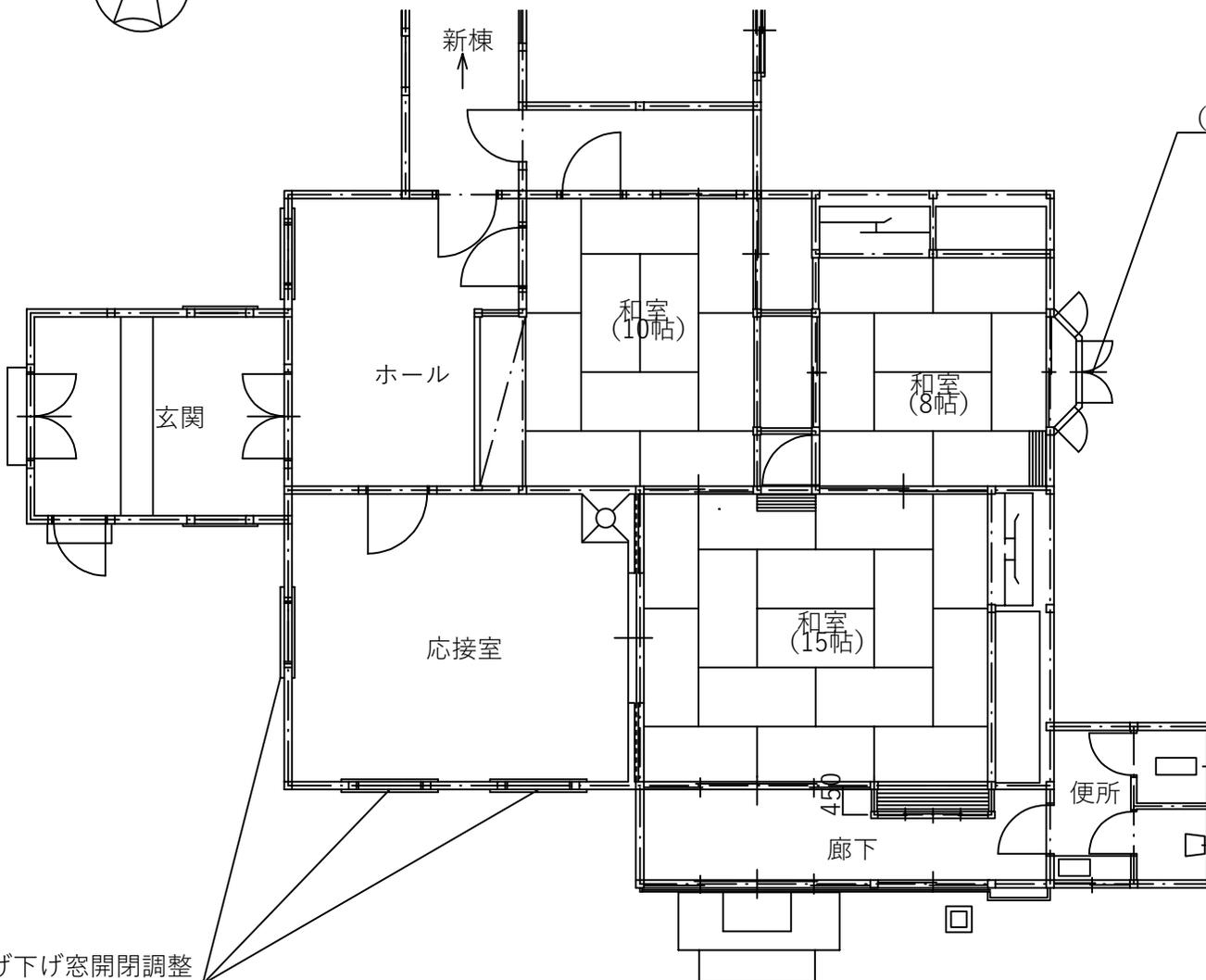
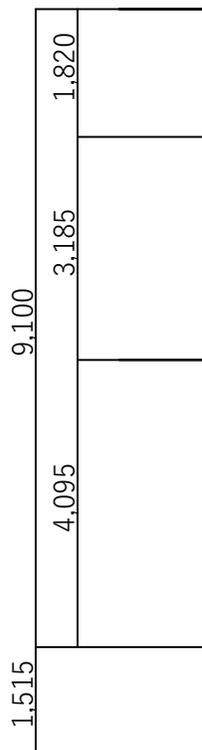
7. 受託者の負担の範囲

- (1) 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (3) 発生した廃材等の処理・処分に当たっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。
- (4) 産業廃棄物の処分が終了したときは、直ちにマニフェストD、E票又は電子マニフェストの処分終了報告コピーを添付し、委託者に提出すること

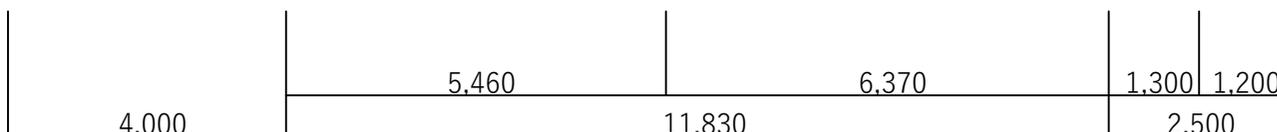


新棟
↑

(2) ベイウィンドウ建具調整



(1) 上げ下げ窓開閉調整



A : 旧永山武四郎邸





(2) 脇座敷へ「ウインド」建具調整



A-2 脇座敷へ「ウインド」建具調整



開閉出来ないため
ガラス戸建付調整

(3) 西側花台の撤去および復元

① 花台改修予定

2020.4月に緊急修繕で取り急ぎ部分直し実施
材料は一般スプル材

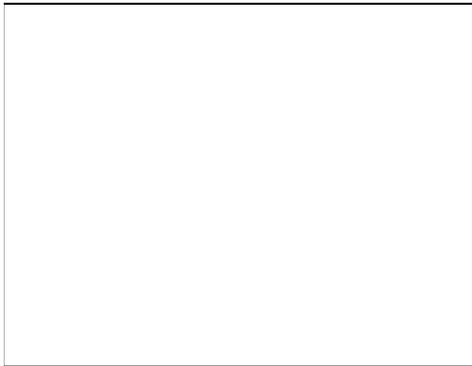


インフォメーション2

出窓改修はしていない。
(当時、改修不要の判断)

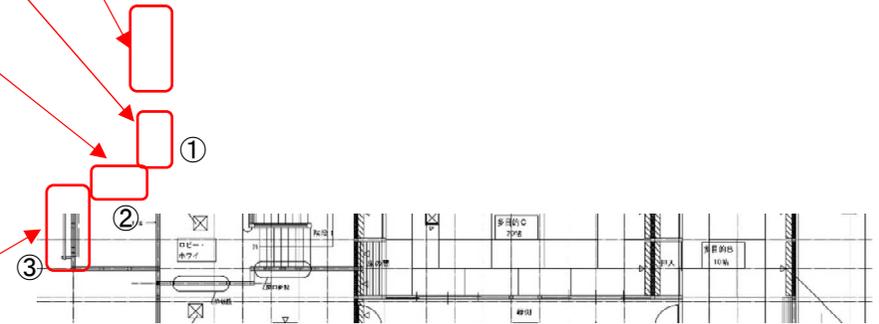
修繕不要と思われる。

② 花台改修予定



② 花台

2017.8月改修工事にて部分的に部材交換し補修を実施。



③ 花台改修予定
* 未改修

2階花台改修予定 配置図

令和3年6月25日